

第 1 回士幌町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和 8 年 7 月 2 1 日（火） 午後 2 時から午後 3 時 1 0 分
2. 開催場所 士幌町役場庁舎 2 階 庁議室
3. 出席委員（1 4 人）

会 長		河 田 浩 美
会長職務代理者	1 番	鎌 田 尚 吾
委 員	2 番	岡 部 真 吾
〃	3 番	伊 賀 勝 彦
〃	4 番	高 橋 竜
〃	5 番	小 林 直 人
〃	6 番	中 山 謙 次
〃	7 番	長 田 直 弘
〃	8 番	兼 山 和 浩
〃	9 番	三 本 伸 二
〃	1 0 番	藤 内 正 樹
〃	1 1 番	寺 町 雅 人
〃	1 2 番	富 田 博 文
〃	1 3 番	川 瀬 博 幸

4. 議 事

第 1 議事録署名委員の指名

〃	1 番	鎌 田 尚 吾
〃	2 番	岡 部 真 吾

第 2 互選第 1 号	農業委員会会長の互選について
互選第 2 号	農業委員会会長職務代理者の互選について
議案第 1 号	農業委員会小委員会委員の選任について
互選第 3 号	農業委員会小委員会の委員長及び副委員長の互選について
決定第 1 号	農業委員の議席の決定について
議案第 2 号	北海道農業会議会員の指名について
議案第 3 号	士幌町農地利用集積円滑化事業基金管理協議会委員の推薦について
議案第 4 号	士幌町農業振興基金運用委員会の推薦について
協議第 1 号	各種委員会等の委員の選出について
報告第 1 号	農用地利用集積等促進計画の認可について
議案第 5 号	農地法第 4 条の規定による許可申請について
議案第 6 号	農地法施行規則第 2 9 条第 4 条及び第 5 3 条第 4 号及び（並びに）農業振興地域の整備に関する法律施行規則第 3 7 条第 2 号の規則に 該当するか否かの検討を求める申し出書について
議案第 7 号	農地等のあっせん申し出について
議案第 8 号	農用地利用集積等促進計画（案）の決定について

5. 農業委員会事務局職員

事務局長	加 藤 吉 宏
農地兼振興係長	宇佐見 和 重
事務局職員	テキソエ 亜紀

6. 会議の概要

事務局
(加藤局長)

事務局長の加藤です。改めてよろしくお願いします。

それでは只今から令和8年度第1回土幌町農業委員会総会を開催いたします。

本日の総会は、農業委員会に関する法律第27条1項にあります「通常行われる農業委員会の総会は会長が招集しますが、第1回の総会は、会長と会長職務代理が決まるまで市長村長が招集する」ことになっております。この規定に基づきまして土幌町長が招集いたしましたことを、ご報告いたします。

次に、総会の定足数ですが、同法同条第3項に「在任委員の過半数が出席しなければ開くことができない」と規定しておりますが、本日は14名中14名が出席していますので、総会が成立しますことをここにご報告いたします。

最初に農業委員会憲章を斉唱します。皆様ご起立して頂き、最初の憲章の上段4行は宇佐見係長が発声しますので、そのあとの1つの欄から続いて斉唱してください。

全 員

【農業委員会憲章を斉唱する】

事務局
(加藤局長)

ありがとうございました。ご着席ください。

つづきまして、高木町長からご挨拶申し上げます。

高木町長

委員の皆様、こんにちは。

本日、令和8年度第1回農業委員会総会を招集いたしましたところ今年一番の暑さ、また、公私ともご多忙のところ出席を賜り、厚く御礼申し上げます。

農業委員会法の改正に伴いまして、農業委員につきましては9年前より、従前の選挙制から議会の同意を得た町長の任命制に改正をされました。本町におきましては今回4月1日から30日の期間で公募を行い、14名の公募に対し、地区の推薦12名、団体推薦1名、利害関係を有しないもの、1名の計14名の推薦があったところでありまして、5月20日には、候補者評価委員会を開催し、農業委員として適格であるとの報告があり、6月5日の定例町議会で、農業委員の任命について議会の同意をいただき、本日より3年間、新農業委員として14名の委員の皆様には辞令を交付させていただきました。

改選後、最初の総会となります本日は、会長及び会長職務代理者の互選をはじめ、各種委員の選任等や議席の決定など、重要な議案が提案されておりますので、慎重審議のうえ決定くださいますようお願い申し上げます。

さて、世界情勢は不透明な状況が続いており、燃油の高騰、飼料・肥料価格の高止まりなど、農業を取り巻く環境は依然として大変厳しい状況でございます。

高木町長

農業委員会の業務では、農用地利用集積計画が廃止となりまして、農用地利用集積等促進計画が令和7年4月より本格的に実施をされ、農地バンクを活用した促進計画（案）の作成や、地域計画を達成するため地域で話し合い作成した目標地図のブラッシュアップ作業など、農地の集約、効率利用が一層求められる状況にあります。

一方、去年は作柄もよく土幌農協の農畜産物販売高は525億6,200万円と、過去最高の販売高となり、生産者そして農協のこれまでのご努力に敬意を表するとともに、これまで農業委員会で取り組んで参りました農地集積や土地基盤整備の成果も大変大きなものと感じているところでございます。

結びになりますが、委員の皆様におかれましては、今期3年間について特に健康に留意をいただき、各地域での農地の利用調整、そして農業者年金の加入促進など、地域農業の活性化に向けました諸活動の展開をされ、「真に豊かな農村しほろ」の実現に向けまして、本町の農業振興発展に一層のご支援、そしてご協力を賜りますことをお願いを申し上げます、簡単でございますけれども第1回総会にあたってのご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

事務局
(加藤局長)

ありがとうございました。

次に、臨時議長の選出についてでございます。

農業委員会総会の議長は、地方自治法第107条を準用するとともに土幌町農業委員会総会会議規則第5条第1項で「会長は、総会の議長となり、議事を整理する」、また同条第2項で「会長及び会長職務代理者が不在の場合は、委員中の最年長者が臨時議長となり、議長の職務を代行する」と定めています。

臨時議長の選出について、高木町長の進行で進めます。

高木町長

日程4、臨時議長の選出についてお諮りします。

ただ今、事務局からの説明のとおり、土幌町農業委員会総会会議規則第5条第2項に基づき、最年長者の川瀬委員に臨時議長の就任を願いたいと思います。ご異議ありませんか。

各委員

ありません。

高木町長

異議なしと認め、臨時議長に川瀬博幸委員が就任することに決しました。よろしくお願いいたします。

臨時議長
(川瀬委員)

ただいま臨時議長のご指名を受けました川瀬でございます。どうぞよろしくお願いいたします。日程5、互選第1号「農業委員会会長の互選について」をお諮りいたします。事務局から説明をお願いします。

事務局（加藤局長）

互選第1号「農業委員会会長の互選について」農業委員会等に関する法律第5条第2項及び士幌町農業委員会規則第2条に基づき士幌町農業委員会会長を互選願います。令和8年7月21日提出 士幌町長 高木康弘

会長の選出については、農業委員会等に関する法律第5条第2項で「会長は、委員が互選した者をもって充てる」また、士幌町農業委員会規則第2条第1項で「会長の互選は、委員会委員の最初に開催される委員会の総会において行う」と定めていますが、互選の具体的な方法について定めがなく、歴代から指名推薦によって行ってきたところです。以上でございます。

臨時議長
（川瀬委員）

ただ今、事務局から説明がありましたが、どのような方法によるか、お諮りします。

富田委員

議長。

臨時議長
（川瀬委員）

はい、富田委員。

富田委員

指名推選でお願いいたします。私に指名推薦権をいただけると幸いです。よろしくお願いいたします。

臨時議長
（川瀬委員）

ただいま富田委員から「指名推薦とし、富田委員に指名推薦権を認めてほしい」との発言がありましたが、他にご意見はありませんか。

各委員

ありません。

臨時議長
（川瀬委員）

他にないようですので、「指名推薦とし、富田委員に指名推薦権を認める」ことに賛成の委員は挙手願います。

各委員

全員挙手

臨時議長
（川瀬委員）

全委員が賛成しましたので、「指名推薦とし、富田委員に指名推薦権を認める」と決しました。
富田委員、推薦お願いします。

富田委員

会長に、佐倉地区の河田浩美委員を推薦いたします。よろしくお願いいたします。

臨時議長
（川瀬委員）

ただいま富田委員から河田浩美委員との推薦がありました。

臨時議長 (川瀬委員)	河田浩美委員を土幌町農業委員会会長にすることに賛成の委員は挙手を願います。
各委員	全員挙手
臨時議長 (川瀬委員)	ありがとうございます。全委員が賛成しましたので、河田浩美委員が土幌町農業委員会会長に当選されました。 ただ今、会長が選出されましたので、臨時議長を退任します。ご協力ありがとうございました。
事務局 (加藤局長)	ありがとうございました。 ここで河田会長からご挨拶申し上げます。
河田会長	会長という大役なんですけど、皆様のご協力をいただき、そして事務局と一丸となり職務を取り進めて行きたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。
事務局 (加藤局長)	はい。ありがとうございました。 ただ今、農業委員会会長が互選されましたが、本日、配布いたしました議案には会長名が入っていません。大変恐縮ですが、会長名をご記入ください。また、土幌町農業委員会会議規則により、議長は会長が務めることになっておりますので、以降の議事進行につきましては河田会長にお願いいたします。
河田議長	日程 7、互選第 2 号「農業委員会会長職務代理者の互選について」をお諮りします。事務局、説明願います。
事務局 (加藤局長)	互選第 2 号「農業委員会会長職務代理者の互選について」農業委員会等に関する法律第 5 条第 5 項及び土幌町農業委員会規則第 4 条に基づき土幌町農業委員会会長職務代理者を互選願います。令和 8 年 7 月 21 日提出 土幌町農業委員会会長 河田浩美 農業委員会等に関する法律第 5 条第 5 項及び土幌町農業委員会規則第 4 条第 1 項で「会長が欠けたとき又は事故があるときは、委員が互選した者がその職務を代理する」と定めているため、互選しようとするものです。 なお、互選の具体的な方法については定めがなく、これまでも指名推薦によって行ってきたところですが、令和 8 年度第 1 回土幌町農業委員会役員選考会にて、農業委員会会長職務代理者の互選については会長の指名推薦により決定すると決まりましたので、報告いたします。 以上です。

河田議長	事務局から説明がありました、令和８年度第１回土幌町農業委員会役員選考会にて、農業委員会会長職務代理者の互選については、会長の指名推薦により決定することに賛成の委員は挙手を願います。
各委員	全員挙手
河田議長	ありがとうございます。 鎌田尚吾委員を指名いたします。 このことについて、賛成の委員は挙手を願います。
各委員	全員挙手
河田議長	全委員が賛成しましたので、鎌田尚吾委員が土幌町農業委員会会長職務代理者に当選されました。 ここで鎌田尚吾会長職務代理者から、ご挨拶申し上げます。
鎌田代理	改めまして、みなさんこんにちは。河田会長を支えて皆さんと一緒に円滑な農業委員会の活動をしていきたいと思います。どうぞよろしくお願いします。
河田議長	日程９、農業委員及び農業委員会事務局員紹介をお願いします。 (各委員・事務局職員自己紹介)
河田議長	ここで、本日の総会の招集者である高木町長が退席されます。
高木町長	今後ともよろしくお願いいたします。
河田議長	日程１０「議事録署名委員推薦について」でございますが、日程１１「農業委員会小委員会委員の選任について」、日程１２「農業委員会小委員会の委員長及び副委員長の互選について」と関連がありますが、議席をこれまでの慣例に基づき、１番を会長職務代理者、２番を農地小委員会委員長とし、今回の総会議事録署名委員に、１番と２番の委員を指名します。 日程１１、議案第１号「農業委員会小委員会委員の選任について」をお諮りします。事務局、説明をお願いします。
事務局 (加藤局長)	議案第１号「農業委員会小委員会委員の選任について」土幌町農業委員会小委員会規則第３条に基づき、次のとおり各小委員会の委員を選任したいので承認を求めます。令和８年７月２１日提出 土幌町農業委員会会長 河田浩美

事務局 (加藤局長)	なお、土幌町農業委員会小委員会規則第3条第1項で「小委員会の選任方法は会長及び会長職務代理者が協議の上、本会議に提案し承認を得て決定する」、同条第2項に「小委員会の委員の定数は、農地小委員会10名以内、農業振興小委員会10名以内とし、会長及び会長職務代理者は各委員会に所属するものとする」と規定しています。
河田議長	ただいま説明がありましたとおり、各小委員会の委員につきまして過日協議をし、決定しておりますので事務局から小委員会委員の選出結果を報告いたします。
事務局 (加藤局長)	農地小委員会委員に、寺町雅人委員、岡部真吾委員、高橋竜委員、三本伸二委員、藤内正樹委員、富田博文委員の6名。農業振興小委員会委員に、中山謙次委員、伊賀勝彦委員、小林直人委員、兼山和浩委員、長田直弘委員、川瀬博幸委員の6名で会長、会長職務代理者は土幌町農業委員会小委員会規則第3条第2項に基づき各小委員会の両方に所属することとなります。以上でございます。
河田議長	各小委員会委員の選出結果については、ただ今、事務局からの報告のとおりです。 続いて、日程12、互選第3号「農業委員会小委員会の委員長及び副委員長の互選について」事務局、説明をお願いします。
事務局 (加藤局長)	互選第3号「農業委員会小委員会の委員長及び副委員長の互選について」土幌町農業委員会小委員会規則第5条第1項に基づき、各小委員会の委員長及び副委員長を互選願います。令和8年7月21日提出 土幌町農業委員会会長 河田浩美 なお、土幌町農業委員会小委員会規則第5条第1項で「小委員会に委員長1名、副委員長1名を置くものとし、選出方法は各小委員会の委員の互選による」ものと定めています。 以上でございます。
河田議長	各小委員会の委員長、副委員長の互選については、ただ今、事務局からの説明のとおりです。 なお、各小委員会の委員長、副委員長の互選については過日協議し決定しております。農地小委員会、農業振興小委員会の順で選出結果を報告願います。
富田委員	はい。議長。
河田議長	富田委員。
富田委員	はい。農地小委員会委員長に岡部真吾委員、副委員長に高橋竜委員に決定しましたので報告いたします。

中山委員	はい。議長。
河田議長	中山委員。
中山委員	農業振興委員会委員長に伊賀勝彦委員、副委員長小林直人委員に決定いたしました。
河田議長	ただいま報告のあったとおり、農地小委員会委員長に岡部真吾委員副委員長に高橋竜委員。農業振興小委員会委員長に伊賀勝彦委員、副委員長に小林直人委員に決定しました。 日程 13、決定第 1 号「農業委員の議席の決定について」をお諮りします。事務局、説明をお願いします。
事務局 (加藤局長)	決定第 1 号「農業委員の議席の決定について」土幌町農業委員会総会会議規則第 7 条に基づき議席の決定願います。令和 8 年 7 月 21 日提出 土幌町農業委員会会長 河田浩美 土幌町農業委員会総会会議規則第 7 条第 1 項で「議席は、あらかじめくじで定める」と定めていますが、慣例で 1 番を会長職務代理者、2 番、3 番を各小委員会委員長とし 4 番、5 番を各小委員会副委員長とし、6 番から 11 番までを委員の年齢順にくじ引きをして決めまして、団体から推薦されました富田博文委員が 12 番、利害関係を有しない者を含む形の委員として選出されました川瀬博幸委員が 13 番の議席となります。 以上でございます。
河田議長	ただいま事務局から説明がありましたが、この方法で決定してよろしいか、お諮りします。
各委員	「異議なし」
河田議長	異議なしと認めます。 随時休憩し、この間に委員の抽選を行います。 (暫時休憩)
河田議長	休憩を解き、会議を再開します。 くじの結果を事務局から報告させます。
事務局 (加藤局長)	くじの結果を報告いたします。6 番中山謙次委員、7 番長田直弘委員、8 番兼山和浩委員、9 番三本伸二委員、10 番藤内正樹委員、11 番寺町雅人委員。 以上です。

河田議長	くじの結果は、ただ今、事務局から報告のとおりです。 暫時休憩し、各委員はただ今決定した議席へ移動願います。 (暫時休憩、委員移動)
河田議長	それでは休憩を解き、会議を再開します。 士幌町長から付議された案件については、全て審議が終了しました。 日程 14 以降については、別に日程を定め、会長名で告示するのが原則ですが、慣例により引き続き審議することとしたいと思います。ご承認いただけるでしょうか。
各委員	「異議なし」
河田議長	それでは、日程 14、議案第 2 号「北海道農業会議の会員の指名について」をお諮りします。事務局、説明をお願いします。
事務局 (加藤局長)	議案第 2 号「一般社団法人 北海道農業会議会員の指名について」北海道農業会議定款中の第 6 条第 4 項第一号（普通会员）として指名したいので審議願います。令和 8 年 7 月 21 日提出 士幌町農業委員会会長 河田浩美 一般社団法人北海道農業会議の定款にあります第 6 条第 4 項第一号の普通会员の選出についてであります。ちなみに現在は北海道内の全市町村とも農業委員会会長が就任されております。 以上でございます。
河田議長	これまでも慣例で会長が北海道農業会議の会員に就任してきましたが、これまでどおりとしてよろしいか、お諮りします。
各委員	「異議なし」
河田議長	それでは、会長が北海道農業会議の会員に就任することに決定しました。 日程 15、議案第 3 号「士幌町農地利用集積円滑化事業基金管理協議会委員の推薦について」をお諮りします。 事務局、説明をお願いします。。
事務局 (加藤局長)	議案第 3 号「士幌町農地利用集積円滑化事業基金管理協議会委員の推薦について」農地利用集積円滑化事業基金の運用に関する規則第 2 条に基づき、次のとおり推薦したいので承認を求めます。令和 8 年 7 月 21 日提出 士幌町農業委員会会長 河田浩美

事務局 (加藤局長)	当委員会委員の推薦については農地利用円滑化事業基金の運用に関する規則第2条で農業委員会会長が委員の中から5名を推薦すると定めています。 以上です。
河田議長	ただ今、事務局から説明がありましたが、農業委員会から会長、会長職務代理者、農地小委員会委員長、農業振興小委員会委員長、農地小委員会副委員長の5名を推薦したいと思いますが、よろしいでしょうか。
各委員	「異議なし」
河田議長	農地利用集積円滑化事業基金管理協議会委員に、会長の私、鎌田会長職務代理者、岡部農地小委員長、伊賀農業振興小委員長、高橋農地副小委員長を推薦することに決定しました。 次、日程16、議案第4号「土幌町農業振興基金運用委員会委員の推薦について」をお諮りします。事務局、説明をお願いします。
事務局 (加藤局長)	議案第4号「土幌町農業振興基金運用委員会委員の推薦について」農業振興基金の運用に関する規則第2条に基づき、次のとおり推薦したいので承認を求めます。令和8年7月21日提出 土幌町農業委員会会長 河田浩美 当委員会委員の推薦については、農業振興基金の運用に関する規則第2条で「農業委員会会長が農業委員から1名を推薦する」と定めています。 以上です。
河田議長	ただ今、事務局から説明がありましたが、農業委員会から伊賀農業振興小委員長を推薦したいと思いますが、よろしいでしょうか。
各委員	「異議なし」
河田議長	土幌町農業振興基金運用委員会委員に、伊賀農業振興小委員長を推薦することに決定いたしました。 日程17、協議第1号「各種委員会等の委員の選出について」をお諮りします。事務局、説明をお願いします。
事務局 (加藤局長)	協議第1号「各種委員会等の委員の選出について」このことについて、次のとおり協議を求めます。令和8年7月21日提出 土幌町農業委員会会長 河田浩美

事務局 (加藤局長)	今回、選出しなければならない委員は、士幌町農業再生協議会会員 4 名、士幌町農業振興対策本部審議会委員 1 名、N O S A I 北海道士幌地区総代選考委員会 1 名、士幌町都市交流推進委員会委員 1 名、士幌町酪農・畜産クラスター協議会委員 1 名、士幌町農業担い手支援協議会役員 2 名です。これまでは士幌町農業再生協議会委員には会長・代理・各小委員長の 4 名、士幌町農業振興対策本部審議会委員及び、N O S A I 北海道士幌地区総代選考委員会が規定により会長と定められています。士幌町都市交流推進委員会委員及び士幌町酪農・畜産クラスター協議会委員、士幌町農業担い手支援協議会役員 2 名は会長の推薦により選出となっています。 以上でございます。
河田議長	ただ今、事務局から説明がありましたが、士幌町農業再生協議会会員に、会長の私と鎌田代理、岡部農地小委員長、伊賀農業振興小委員長が士幌町農業振興対策本部審議会委員及びN O S A I 北海道士幌地区総代選考委員会に会長の私、士幌町都市交流推進委員に鎌田代理、士幌町酪農・畜産クラスター協議会委員には鎌田代理、士幌町農業担い手支援協議会役員 2 名は伊賀農業振興小委員長と小林農業振興副小委員長としてよろしいでしょうか。
各委員	「異議なし」
河田議長	それではそのように決定しました。 随時休憩いたします (暫時休憩)
河田議長	それでは休憩を解き、会議を再開します。 それでは日程 1 8 会務報告について、事務局より説明願います。
事務局 (加藤局長)	【会務報告を朗読】
河田議長	それでは会務報告の補足説明を求めます。鎌田代理。
1 番 (鎌田代理)	ありません。
河田議長	岡部農地小委員長。
2 番 (岡部農地小委員長)	ありません。

河田議長	伊賀農業振興小委員長。
3 番 (伊賀農業振興小委員長)	ありません。
河田議長	会務報告について皆さんの方から何かありますか。
全 員	ありません。
河田議長	会務報告につきましては報告のとおり承認されました。 続きまして日程 19、報告第 1 号農用地利用集積等促進計画の認可について、事務局よりお願いいたします。
事務局 (宇佐見係長)	報告第 1 号、農用地利用集積等促進計画の認可について、次のとおり農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 7 項の規定により認可を受けましたので、会長の専決により令和 8 年 5 月 29 日付けで許可を行ったことを報告します。令和 8 年 7 月 21 日提出 土幌町農業委員会会長 河田浩美 【報告第 1 号、議案書をもとに説明】
河田議長	報告第 1 号、農用地利用集積等促進計画の認可について意見質問を求めます。何かありませんか。
全 員	ありません。
河田議長	異議なしと認め、報告第 1 号農用地利用集積等促進計画の認可については承認されました。 日程 20、議案第 5 号農地法第 4 条の規定の許可申請について、事務局から説明をお願いします。
事務局 (宇佐見係長)	議案第 5 号、農地法第 4 条の規定による許可申請について、次のとおり許可申請があったので審議願います。なお、許可相当と決した場合は、農業委員会会長の専決により許可を行うこととする。令和 8 年 7 月 21 日提出 土幌町農業委員会会長 河田浩美 【議案第 5 号、議案書をもとに説明】
河田議長	議案第 5 号、農地法第 4 条の規定による許可申請について、意見質問を求めます。
全 員	ありません。
河田議長	異議なしと認め、議案第 5 号、農地法第 4 条の規定による許可申請については承認されました。

河田議長

議案第6号、農地法施行規則第29条第4条及び第53条第4号及び（並びに）農業振興地域の整備に関する法律施行規則第37条第2号の規則に該当するか否かの検討を求める申し出書について事務局説明願います。

事務局
（宇佐見係長）

議案第6号、農地法施行規則第29条第4条及び第53条第4号及び（並びに）農業振興地域の整備に関する法律施行規則第37条第2号の規則に該当するか否かの検討を求める申し出書について次のとおり申し出があったので審議願います。検討した結果、当該規定に該当していることが認められた場合、農地法第4条第1項及び農地法第5条第1項及び（並びに）農業振興地域の整備に関する法律第15条の2第1項の規定による許可を要しないことを申請者に通知します。令和8年7月21日提出 土幌町農業委員会会長 河田浩美

【議案第6号、議案書をもとに朗読と説明】

河田議長

意見質問を求めます。何かありませんか。

全 員

ありません。

河田議長

議案第6号、農地法施行規則第29条第4条及び第53条第4号及び（並びに）農業振興地域の整備に関する法律施行規則第37条第2号の規則に該当するか否かの検討を求める申し出書については承認されました。

議案第7号、農地等のあっせん申し出について事務局からご説明願います。

事務局
（宇佐見係長）

議案第7号、農地等のあっせん申し出について次のとおり申し出があったので審議願います。令和8年7月21日提出 土幌町農業委員会会長 河田浩美

【議案第7号、議案書をもとに朗読と説明】

河田議長

それでは議案第7号、農地等のあっせんの申し出について、所有権移転1番2番について意見質問ありませんか。

11番
（寺町委員）

はい。

河田議長

寺町委員。

11番
（寺町委員）

所有権移転の1番2番について、この件につきましては●●地区農用地利用調整協議会に一任願います。

河田議長	それでは、寺町委員より●●地区農用地利用調整協議会に一任願いたいという発言がありましたけども、よろしいでしょうか。
全 員	はい。
河田議長	それでは1番と2番は以上とします。 所有権移転3番について、意見質問ありませんか。
8番 (兼山委員)	はい。
河田議長	兼山委員。
8番 (兼山委員)	この件については、●地区農用地利用調整協議会に一任願います。
河田議長	はい。 兼山委員から、●地区農用地利用調整協議会に一任願いたいという発言がありましたけども、よろしいでしょうか。
全 員	はい。
河田議長	それでは3番については以上とします。 次に4番5番6番について、意見質問ありませんか。
3番 (伊賀委員)	はい。
河田議長	伊賀委員。
3番 (伊賀委員)	この件については、●●地区農用地利用調整協議会に一任願います。
河田議長	伊賀委員より、●●地区農用地利用調整協議会に一任して欲しいということですが、よろしいでしょうか。
全 員	はい。
河田議長	それでは4番5番6番については以上とします。 それでは7番について意見質問を求めます。
5番 (小林委員)	はい。
河田議長	小林委員。

5 番 (小林委員)	この件については、●●●●地区農用地利用調整協議会に一任願います。
河田議長	小林委員より、●●●●地区農用地利用調整協議会に一任して欲しいということですが、よろしいでしょうか。
全 員	はい。
河田議長	それでは、貸借の 8 番から 1 3 番について意見質問をお願いします。
1 1 番 (寺町委員)	はい。
河田議長	寺町委員。
1 1 番 (寺町委員)	この件については、●●地区農用地利用調整協議会に一任願います。
河田議長	寺町委員より、●●地区農用地利用調整協議会に一任して欲しいということですが、よろしいでしょうか。
全 員	はい。
河田議長	この件については以上とします。 それでは、番号 1 4 番 1 5 番について意見質問をお願いします。
2 番 (岡部農地小委員長)	はい。
河田議長	岡部農地小委員長。
2 番 (岡部農地小委員長)	この件については、●●●地区農用地利用調整協議会に一任願います。 欲しす。
河田議長	岡部農地小委員長より●●●地区農用地利用調整協議会に一任して欲しいということですが、よろしいですか。
全 員	はい。
河田議長	番号 1 4 番 1 5 番については以上とします。 続いて 1 6 番から 2 2 番まで意見質問をお願いします。
8 番 (兼山委員)	はい。

河田議長	兼山委員。
8 番 (兼山委員)	この件につきまして、●地区農用地利用調整協議会に一任願います。
河田議長	兼山委員より、●地区農用地利用調整協議会に一任して欲しいということですが、よろしいですか。
全 員	はい。
河田議長	番号 1 6 番から 2 2 番については以上とします。 続いて番号 2 3 番から 2 6 番について意見質問をお願いします。
1 番 (鎌田委員)	はい。
河田議長	鎌田委員。
1 番 (鎌田委員)	この件につきましては、●●●地区農用地利用調整協議会に一任願います。
河田議長	鎌田委員より、●●●地区農用地利用調整協議会に一任願いたいということですが、よろしいですか。
全 員	はい。
河田議長	番号 2 3 番から 2 6 番については以上とします。 それでは 2 7 番から 3 8 番①について意見質問をお願いします。
3 番 (伊賀委員)	はい。
河田議長	伊賀委員。
3 番 (伊賀委員)	この件につきましては、●●地区農用地利用調整協議会に一任願います。
河田議長	伊賀委員より、●●地区農用地利用調整協議会に一任願いたいということですが、よろしいでしょうか
全 員	はい。
河田議長	番号 2 7 番から 3 8 番①については以上とします。 それでは、3 8 番②の意見質問をお願いします。

5 番 (小林委員)	はい。
河田議長	小林委員。
5 番 (小林委員)	この件につきましては、●●●●地区農用地利用調整協議会に一任願います。
河田議長	小林委員より、●●●●地区農用地利用調整協議会に一任願いたいということですがよろしいでしょうか。
全 員	はい。
河田議長	38番②については以上とします。 それでは、39番から41番について意見質問をお願いします。
7 番 (長田委員)	はい。
河田議長	長田委員。
7 番 (長田委員)	この件につきましては●●●地区農用地利用調整協議会に一任願います。
河田議長	長田委員より●●●地区農用地利用調整協議会に一任願いたいとのことですが、よろしいでしょうか。
全 員	はい。
河田議長	この件については以上とします。 それでは42番について意見質問ありませんか。
4 番 (高橋委員)	はい。
河田議長	高橋委員。
4 番 (高橋委員)	この件につきましては、●●地区農用地利用調整協議会に一任願います。
河田議長	高橋委員より●●地区農用地利用調整協議会に一任願いたいとのことですが、よろしいでしょうか。
全 員	はい。

河田議長	4 2 番については以上とします。 それでは4 3 番から4 5 番について意見質問ありませんか。
6 番 (中山委員)	はい。
河田議長	中山委員。
6 番 (中山委員)	この件につきましては、●地区農用地利用調整協議会に一任願います。
河田議長	中山委員より●地区農用地利用調整協議会に一任願いたいとのことですが、よろしいでしょうか。
全 員	はい。
河田議長	4 3 番から4 5 番については以上とします。 議案第7号の件については可決とします。 続いて、議案第8号農用地利用集積等促進計画（案）の決定についてを議題といたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。
事務局 (宇佐見係長)	議案第8号、農用地利用集積等促進計画（案）の決定について、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の規定に基づく、農用地利用集積等促進計画（案）（以下「促進計画（案）」）について審議願います。なお促進計画（案）が本会で承認された場合、同法第18条第11項の規定に基づき、農地中間管理機構（以下「機構」）へ促進計画（案）を要請し、機構から北海道に認可申請をおこない行い北海道から許可の通知があった場合、会長の専決をもって許可を行うこととする。令和8年7月21日提出 士幌町農業委員会 会長 河田 浩美 【議案第8号、議案書をもとに朗読と説明】
河田議長	それでは議案第8号、農用地利用集積等促進計画（案）の決定について、番号1番の件について、意見質問はありませんか。
全 員	ありません。
河田議長	異議なしと認め、議案第8号農用地利用集積等促進計画（案）の決定については承認されました。 それでは追加議案について、追加議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、事務局、朗読と説明をよろしくをお願いいたします。

事務局
(宇佐見係長)

追加議案の別紙で配られてるものです。
追加議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について次の
とおり、許可申請があったので審議願います。令和8年7月21日提出
士幌町農業委員会会長 河田浩美

【追加議案第1号、議案書をもとに朗読と説明】

河田議長

追加議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、調査
員の報告を求めます。

2番
(岡部委員)

はい。

河田議長

岡部委員。

2番
(岡部委員)

現地を確認してきました。●●●さんは経営耕作地のすべてを適切
に耕作されています。保有している機械の能力、農作業に従事する従
業員の状況から見て、農地を借り受けても、農地のすべてを効率的に
利用できるものと見込まれます。

以上です。

河田議長

追加議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、意
見質問を求めます。

2番
(岡部委員)

ありません。

河田議長

異議なしと認め、追加議案第1号農地法第3条の規定による許可申
請については、承認されました。

全 員

以上をもちまして、令和8年第1回士幌町農業委員会総会を閉会し
ます。